

(別添4)

## 令和5年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務の概要及び企画書作成事項

### I. 仕様書(骨子)

#### 1. 業務の目的

平成23年3月11日の東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、同年8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」という。)が成立し、平成24年1月1日に施行された。

本業務では、本特措法及び関連する法令等に基づく取組(福島県をはじめとする関係各県で実施されている除染や特定廃棄物の処理等の事業等。以下、「環境再生事業等」という。)の実施に当たって、その取組に係る計画や環境再生事業等の進捗について、最新かつ正確な情報を解り易く適切な方法により周知することを通じて、環境再生事業等を円滑に実施するための国民の理解を得るとともに、除去土壌等の再生利用・福島県外最終処分等に対する全国的な理解醸成や原子力災害による風評被害の払拭に努めることを目的とする。

#### 2. 業務の内容

業務の目的を達成するため、環境再生事業等を取りまく経済社会情勢を踏まえ、環境再生事業等の理解醸成に関する取組を企画し、その効果の検証を行うこととする。

業務の実施に当たっては、環境再生事業等と風評被害の払拭に資する施策を一体として広報することに留意し、特に、次のことについては重点的に取り組むこと。

- ・除去土壌等の再生利用・福島県外最終処分等に対する全国的な理解醸成を図ること
- ・日本国内のみならず、風評払拭のため海外に向けた情報発信を実施すること

具体的な業務については、以下の1)環境再生事業等における理解醸成に向けた取組、2)環境再生事業等の理解醸成に関する効果の検討・検証に挙げるが、これらに限定するものではなく、情報の受け手のニーズの分析、これに応じた適切な啓発・普及方法に関する企画の検討の結果、必要と考えられるものがあれば追加的に柔軟に実施するものとする。

なお、これらの業務の一部については、総合的な企画及び判断並びに業務の進捗管理部分を除き、環境省担当官の許可を得た上で、請負者の管理・指導の下で再委託することを妨げない。(再委託を予定する場合は、その該当部分を企画提案書に明示して提出すること。)

また、これらの業務の実施に当たっては、以下の3)業務の企画・実施の留意事項を満たすこと。

## 1) 環境再生事業等における理解醸成に向けた取組

### (1) 除去土壌等の再生利用・福島県外最終処分取組への全国的な理解醸成に係るコミュニケーション

除去土壌等の再生利用・福島県外最終処分に対する全国的な理解醸成に向けた取組を実施すること。実施に当たっては、環境省担当官と協議の上、必要な調整を実施して、その運営を行うこと。企画に当たっては、これまでに実施してきた取組との関連性に留意しつつ、以下の取組を中心に実施すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から十分な対策を講じること。

- ・シンポジウム・セミナー等の実施（年4回程度を想定）
- ・学生など次世代の若者に対するワークショップ（年5回程度を想定）
- ・福島県内外でイベントを実施（年8回程度を想定）

### (2) 除去土壌等の再生利用・福島県外最終処分取組への全国的な理解醸成及び福島に対する風評払拭に係る環境再生事業等の現地見学会の実施

環境再生事業等の現場を巡る機会の充実及び福島に対する風評払拭を図るため、環境再生事業等の現地見学会について、取組の実施方針、実施フロー、実施工程等を示した実施計画（案）を作成し、環境省担当官と協議の上、必要な調整を実施して、22回程度実施すること。

現地見学会の実施に当たり、より多くの方に環境再生事業等への理解や福島の風評払拭を図るため、多様な方が現地見学会へ参加できるようにすること。

また、必要に応じて教育教材や研修資料等の作成や事前説明会を実施することとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から十分な対策を講じること。

### (3) 国際向けの広報の実施

環境再生事業等に関連する国際会議等での活用を想定し、広報素材・Web サイト等を製作・更新するとともに、国内向けに作成された広報素材についても必要に応じて英訳等を行うこと。また、福島に対する風評払拭を図るため、海外向けの動画や現地見学の案内に関する英語のサイト等の充実を図ること。

令和5年11月から12月に開催予定の第28回気候変動枠組条約締約国会議（アラブ首長国連邦/ドバイ）においては、原子力災害からの環境再生の取組が着実に進んでいることを国際社会に発信する場として捉え、重点的に取り組むこと。

なお、既存の英語のWebサイトとしては、主に以下のものがある。

- ・除染情報サイト <http://josen.env.go.jp/en/>
- ・環境再生プラザサイト <http://josen.env.go.jp/plaza/eng/>
- ・リプルンふくしまサイト  
[http://shiteihaiki.env.go.jp/tokuteihaiki\\_umetate\\_fukushima/reprun/en/](http://shiteihaiki.env.go.jp/tokuteihaiki_umetate_fukushima/reprun/en/)

- ・ COP26 サイト <https://fukushima-mirai.env.go.jp/cop26/>
- ・ COP27 サイト <https://fukushima-mirai.env.go.jp/cop27/>

#### (4) メディア等を活用した広告の実施

費用対効果等に留意して適切な媒体による広告の掲載を企画し、環境省担当官と協議の上、必要な調整を実施し、広告掲載を行うものとする。

定期的な業務の進捗報告や業務遂行上必要となる注意喚起等に関する広告掲載においては、主に環境再生事業等の正しい理解を目的として、効果的な時期を逃さずに実施しなければならない。また、事業の節目（事業の開始時、完了時、数値的なマイルストーン達成時など）において実施する広告掲載は、環境省が実施する報道発表を補完するものとする。

福島の風評払拭や環境再生事業の理解に繋がる広告においては、福島県内外に対して、効果的な時期に、定期的に広告掲載を実施すること。

また（１）、（２）で実施する業務への参加を促す広告については、より多くの方が参加できるように効果的・計画的に広告の掲載を実施すること。

なお、広告掲載に当たって適宜取材、データの分析・調査等を実施すること。

#### (5) 広報素材の作成

現状の環境再生事業等の理解醸成に資する広報素材・Web サイト等の制作状況を踏まえた上で、今後必要となる広報素材を分析し、環境省担当官と協議の上、最新かつ正確な情報をわかりやすく適正な方法により周知できる画像・映像資料、配布物等の制作・更新を行う。特に、以下についての資料を制作すること。

また、必要に応じて住民説明会やメディア勉強会をはじめとする環境再生事業等を説明する場における資料も作成すること。

- ・ 特定廃棄物に関する情報
- ・ リプルンふくしまに関する情報・展示物

#### (6) Web サイト等を用いた情報発信

環境再生事業等の情報を発信している Web サイトについて、サイトの企画・運営、並びにコンテンツの新規作成・更新・充実化を行う。

Web サイトの運営に当たっては、環境省データセンター内に構築された本番サーバを引き継ぐとともに、日々の運用作業の確認に必要なステージングサーバを調達すること。ステージングサーバについては、本番サーバと同等の堅牢性・信頼性が十分に担保された事業者のホスティング等を選定すること。また、環境省担当官より各種仕様書の提供を受け、環境省データセンターを管理・運営するインフラ事業者と連携の上、サーバ等のメンテナンスが可能な体制を構築し、速やかに運営を開始すること。使用するサーバ、ステージングサーバの詳細については、別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を参照すること。

## (7) 地域住民との相互コミュニケーションを通じた住民理解への支援

除染等の環境再生事業等の実施に当たり、放射線への不安感や風評被害の心配を有する行政や地域住民等の理解促進を図るための各種事業に対する支援及び事業の実施を行う。実施に当たっては、環境省担当官と協議の上実施すること。

特に、福島県内の森林の利活用の促進を図るため、放射性物質への対応（リスクコミュニケーションや注意事項等）を踏まえ、地元資源を有効活用した森林の利活用を推進するための地域資源の発掘、利活用方法の提案等を実施する。令和4年度に実施した森林体験会を踏まえ、2回程度体験会の開催及び自治体間の意見交換会を実施する。意見交換会では、新たなレクリエーションの導入等について議論することで、自治体職員自ら森林の利活用促進施策の実施や近隣自治体との協力関係の構築ができるように支援をする。なお、令和4年度に実施した森林体験会に関する資料については、必要に応じて環境省担当官より提供する。

## (8) 環境省支援業務

- ① 環境再生事業等を実施する上で発生する会議等の取材や企画・運営などを必要に応じて実施すること。環境省政務が出席する会議を想定し、会場の準備、会議の運営補助、記録の作成等を実施すること。会議室は新型コロナウイルス感染症対策を考慮して50人規模の会議室を用意し、記者含め25名程度の参加を想定している。（年3回程度実施）
- ② 環境再生事業等に対する風評・風化対策のために実施する環境大臣賞等の表彰制度に関する広報及び表彰状授与式と受賞者を対象とした現地見学会を2回程度実施すること。現地見学会については、表彰状授与式とあわせて1日で見学できるコースとし、各回受賞者20名程度を対象とする。
- ③ 平成23年3月11日の東日本大震災に起因する原子力発電所の事故から10年が経過していることを受け、「令和4年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」で整理した内容を踏まえ、放射性物質汚染廃棄物等処理に関する10年誌の作成を行うこと。

## 2) 環境再生事業等の理解醸成等に関する効果の検討・検証

### (1) 環境再生事業等における理解醸成に向けた各取組の効果の検討・検証

環境再生事業等の理解醸成等に関して実施する1) (1)～(7)の各取組について、各取組の実施前に、それぞれの取組の効果を可能な限り定量的に把握する適切な手法を検討すること。また、各取組の実施後には、事前に検討した手法を用いて、各取組の効果の検討・検証を実施するとともに、各取組の課題について整理すること。

### (2) 環境再生事業等における理解醸成に向けた各取組の改善方策等の検討

(1)で整理した各取組の課題を踏まえ、各取組の改善方策や、より効果が期待される新たな取組等の検討・提案を行うこと。

### (3) 今後の環境再生事業等に関する理解醸成方策の検討

(1) 及び(2)で整理した各取組の効果や改善方策等に加えて、「令和3年度環境再生事業等の普及啓発に関する効果検証業務」及び「令和4年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」において実施した各種取組の効果検証、風評の構造分析、風評払拭方策の検討等の結果を踏まえ、今後の環境再生事業等における効果的・効率的な理解醸成方策を、今後見込まれる事業フェーズごとに具体的に検討・提案すること。

### 3) 業務の企画・実施の留意事項

(1) 業務の実施に当たっては、環境省の目的・意図及び既存の情報をよく理解しつつ、情報の受け手の情報ニーズを把握・分析して、そのニーズに合致し、情報の受け手の目線で分かりやすく提供することを旨として、そのための体制を整備すること。この際、情報の受け手については、一般国民、関係自治体の首長、周辺の住民等、様々な対象毎に分けて検討すること。

(2) 啓発普及・情報提供の内容・方法について、事後アンケートの実施等により情報の受け手からの意見を常に受け、それに基づく改善を提案し必要に応じて実施すること。

(3) 啓発普及・情報提供の内容・方法について、個別の内容・方法を有機的に連携させ、相互に活用して効果及び効率の向上を図るとともに、メディア別の特質を相互に補完すること。

(4) 啓発・普及・情報提供の内容の総体及び細部について、環境省及び政府全体の施策等との一貫性を持たせるよう常に配慮し、内容等の更新・充実に反映するとともに、環境省が実施している他の業務との連携を図ること。

(5) 必要があれば、出張し、現地の撮影や打ち合わせ等を行うこと。

(6) 環境省担当官からの要請に応じて、迅速に資料の作成等を行うことができる体制を整えること。また、本業務に関する担当者を環境省担当官が指示する場所に、必要に応じて出頭させる等、環境省担当官との連絡調整業務を行うことができる体制を整えること。

(7) 業務実施に当たっては、環境省担当官と協議のうえ、実行すること。

### 3. 業務実施期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)

#### 4. 成果物

紙媒体：報告書 3部（A4版、200頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添1によること。

提出場所 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付  
福島再生・未来志向プロジェクト推進室

提出期限 令和6年3月29日

なお、提出期限以降にWebサイト運営において異常等を発見したときは、延滞なく環境省担当官に報告すること。

#### 5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

#### 6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取

り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。
- (6) 動的なコンテンツを含むホームページを作成する場合は（独）情報処理推進機構の下記の情報を参照し、外部からの不正な攻撃などへの情報セキュリティ対策を実施すること。
  - ① 「安全なウェブサイトの作り方」（チェックリストを含む）  
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>
  - ② 「セキュアプログラミング講座」  
<https://www.ipa.go.jp/security/awareness/vendor/programming/index.html>
- (7) ホームページの構築・運営等を含む業務（イベント等の周知のためのホームページを含む）にあつては、環境省 Web サーバ（[www.env.go.jp](http://www.env.go.jp)）内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインである「\*.go.jp」を利用すること。
- (8) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。  
（参考）環境省情報セキュリティポリシー  
<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、『みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）』（総務省）及び「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」の内容を元に策定された JIS X 8341-3:2016 に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン（平成31年4月18日）」及び『Web サイトガイドブック（平成31年4月18日）』に基づくこと。  
上記各ガイドライン等は以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016年版)」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/guideline.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html)

(参考) 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0」

※JIS X 8341-3:2016 と内容はおおむね一致しているが、日本語特有の扱い等 JIS 規格のみの記載もある点に留意すること。

<https://waic.jp/docs/wcag2/>

(参考) 「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」  
及び『Web サイトガイドブック』

<https://cio.go.jp/guides>

さらに JavaScript (ECMAScript) を用いる場合には、以下の点に留意すること。

- 第三者製ライブラリの利用に当たってはライセンスを事前に確認の上、著作権等の権利侵害を起こさないようにすること
- ライブラリのバージョンは可能な限り最新のものをを用いることとし、セキュリティ上の脆弱性の報告されているライブラリについては対策の施されているバージョンに更新すること
- 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の発行する『安全なウェブサイトの作り方』 (<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>) 等を参考に、既知の種類脆弱性 (クロスサイト・スクリプティングやクッキーからの意図しない情報漏洩等) に対する対策を講ずること。また運用時も対策漏れの有無を定期的に確認し、漏れのあった場合は対処を行うこと

(3) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(基本方針)

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(4) 本業務を行うに当たって、企画競争参加希望者は、必要に応じて「令和 3 年度環境再生事業等の普及啓発に関する効果検証業務」、「令和 4 年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」および令和 3 年度と令和 4 年度に実施された同様の業務に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和 3 年度環境再生事業等の普及啓発に関する効果検証業務」、「令和 4 年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」および令和 3 年度と令和 4 年度に実施された同様の業務における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。



連絡先：環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付  
福島再生・未来志向プロジェクト推進室  
(TEL:03-3581-2788 (内線 25332) )

(別添1)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令英訳プロジェクトの標準対訳辞書(<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力には半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「` `」→「' 」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft社Word(ファイル形式は「Office2010(バージョン14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel(ファイル形式は「Office2010(バージョン

ョン14)」以降で作成したもの)

- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## II. 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

### (1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、業務の基本方針を別紙様式Aに従い記述すること。

記述に当たっては、環境再生事業等を取りまく経済社会情勢を踏まえ、環境再生事業等の理解醸成に関して論じること。

### (2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

① 業務の骨子に記述した個別業務事項の取組に関する効果の検証方法について、業務の実施内容を具体的に提案すること。

② 業務の骨子に記述した個別業務事項の取組について、業務の実施方法を具体的に提案すること。

なお、以下については特に留意すること。

(1)、(2)については、対象とする人、実施地域、実施規模等についても、理解醸成に効果のある方策を具体的に提案すること。

(3)については、国際会議等での活用を想定した場合に取り組むべき優先順位についても提案すること。

(4)については、効果的な時期及びそれに応じた広報媒体についても提案すること。

(5)については、特に資料を制作するとしている事項ごとに、現時点で考えられる広報素材について、選択肢としてすべて提案すること。

(6)については、令和5年度に優先して取り組むべき内容についても提案すること。

(7)については、森林の利活用を推進するための地域資源として想定されうるものについても提案すること。

### (3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

### (4) 業務実施体制

配置予定の管理責任者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

### (5) 業務実績

過去5年間における本業務に類似する業務の実績について、別紙様式Eに従い記述す

ること。

(6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

(7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(別紙様式A)

## 業務に対する理解度

業務の基本方針をご提案ください。



(※) 本様式はA 4版2枚以内とする。

## 業務の実施方法等の提案

### 1. 仕様書に掲げた実施内容

仕様書骨子に掲げた業務内容のうち

- ① 効果の検証方法について、業務の実施内容を具体的に提案すること。
- ② 業務の骨子に記述した個別業務事項の取組について、業務の実施方法を具体的に提案すること（特に留意することとしている事項についてももれなく提案すること）。

注 本様式は全項目合計でA 4版 20 枚以内に記載すること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4 版 1 枚に記載すること。



## 業務実施体制 (配置予定管理責任者)

管理責任者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数 (うち本業務の類似業務の従事年数) 年 ( ) 年)	
学歴 (卒業年次/学校種別/専攻)			
従事技術分野の経歴 (直近の順に記入)			
1)		年 月～	年 月 ( 年 ヶ月)
2)		年 月～	年 月 ( 年 ヶ月)
3)		年 月～	年 月 ( 年 ヶ月)
主な手持ち業務の状況 (手持ち業務の総数: 年 月 日現在 件)			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格 (技術士など)			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

## 過去5年間における本業務に類似する業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日 )

注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称：

(認証期間：○年○月○日～○年○月○日 )

現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階： ) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日 )

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。

(別紙1)

◆放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト他、同ドメイン配下格納サイト  
<https://shiteihaiki.env.go.jp/>

---

[本番サーバ情報]

- ・構成：仮想サーバ1台
  - ・本番用 Web 1台
    - ※本番サーバは環境省データセンター内にあるため請負者での調達は不要。
    - ※本番サーバの OS ライセンスは一年更新であるため、OS 更新を請負者にて実施する必要がある。
    - ※F/W 等は環境省データセンター内部のものを利用。
- ・Web サーバ詳細
  - ・CPU 2Core/8G メモリ/200G ディスク
  - ・RHEL8.6/apache2.4.37

---

[ステージングサーバについて]

- ・ステージングサーバは請負者にて別途調達する必要がある。  
なお、令和4年度請負者が運用するサーバのスペックは以下の通りとなる。
- ▼Web サーバ
  - ・CPU 2Core/2G メモリ/40G ディスク
  - ・CentOS 7.6/apache2.4.6

---

[システム保守運用内容]

- ・監視（死活監視・ポート監視）
  - ※請負者にて本番サーバ及びステージングサーバの監視が必要となる。
- ・アクセスレポート（月1回）
- ・攻撃の兆候のレポート（月1回）

---

[備考]

- ・本番サーバへの接続は SSL-VPN 接続となる。セキュリティ確保の観点から更新等メンテナンスの際、サーバへ接続するPCは通常業務利用するPCとは別に、接続用PCを用意する必要がある。また、VPN 接続するため固定 IP 必須。  
(SSL-VPN 接続アプリケーションはインフラ事業者より提供される。)

---

[参考]

- ・shiteihaiki.env.go.jp 配下の各サイトの PV 数は以下の通り（2022.11.1～11.30）
  - ※fukushima-mirai.env.go.jp ドメインは shiteihaiki.env.go.jp の V ホストである
  - \*放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト (<https://shiteihaiki.env.go.jp/>) 20,130
  - \*特定廃棄物の埋立処分事業情報サイト  
([https://shiteihaiki.env.go.jp/tokuteihaiki\\_umetate\\_fukushima/](https://shiteihaiki.env.go.jp/tokuteihaiki_umetate_fukushima/)) 2,494
  - \*特定廃棄物埋立情報館リプルンふくしまサイト  
([https://shiteihaiki.env.go.jp/tokuteihaiki\\_umetate\\_fukushima/reprun/](https://shiteihaiki.env.go.jp/tokuteihaiki_umetate_fukushima/reprun/)) 5,324
  - \*福島、その先の環境へ (<https://shiteihaiki.env.go.jp/fukushimamirai/>) 11,221
  - \*福島環境再生・未来志向プロジェクト  
(<https://fukushima-mirai.env.go.jp/fukushimamirai/>) 2,356
  - \*COP26 (<https://fukushima-mirai.env.go.jp/cop26/>) 4,929

※COP26 のアクセス数は、COP27 サイトを含む  
<https://fukushima-mirai.env.go.jp/cop27/>

---

(別紙2)

除染情報サイト他、同ドメイン配下格納サイト

<https://josen.env.go.jp/>

---

[本番サーバ情報]

- ・構成：仮想サーバ1台
  - ・本番用 Web 1台
    - ※本番サーバは環境省データセンター内にあるため請負者での調達は不要。
    - ※本番サーバのOSライセンスは一年更新であるため、OS更新を毎年実施する必要がある。
    - ※F/W等は環境省データセンター内部のものを利用。
- ・Webサーバ詳細
  - ・CPU 2Core/8Gメモリ 200Gディスク
  - ・RHEL8.6/apache2.4.37

---

[ステージングサーバについて]

- ・ステージングサーバは請負者にて別途調達する必要がある。  
令和4年度請負者が運用するサーバのスペックは以下の通りとなる。
- ▼Webサーバ
  - ・CPU 2Core/2Gメモリ/40Gディスク
  - ・CentOS7.6/apache2.4.6/PHP 5.4.16/mariadb 5.5.60
  - ※DBは「環境再生プラザ」館内のデジタルコンテンツを格納する用途に使用

---

[システム保守運用内容]

- ・監視（死活監視・ポート監視）
  - ※請負者にて本番サーバ及びステージングサーバの監視が必要となる。
- ・アクセスレポート（月1回）
- ・攻撃の兆候のレポート（月1回）

---

[備考]

- ・本番サーバへの接続はSSL-VPN接続となる。セキュリティ確保の観点から更新等メンテナンスの際、サーバへ接続するPCは通常業務利用するPCとは別に、接続用PCを用意する必要がある。また、VPN接続するため固定IP必須。  
※SSL-VPN接続アプリケーションはインフラ事業者より提供される。

---

[参考]

- ・josen.env.go.jp配下の各サイトのPV数は以下の通り（2022.11.1～11.30）
  - ※kankyosaisei.env.go.jpドメインはjosen.env.go.jpのVホストである
  - \*除染情報サイト (<https://josen.env.go.jp/>) 15,387
  - \*環境再生プラザサイト (<https://josen.env.go.jp/plaza/>) 7,943
  - \*中間貯蔵施設情報サイト (<https://josen.env.go.jp/chukanchozou/>) 15,298
  - \*除染アーカイブサイト (<https://josen.env.go.jp/archive/>) 655
  - \*なすびのギモン (<https://josen.env.go.jp/nasubinogimon/>) 1,660
  - \*バーチャルツアー ([https://josen.env.go.jp/virtual\\_tour/](https://josen.env.go.jp/virtual_tour/)) 1,194
  - \*環境再生ポータル (<https://kankyosaisei.env.go.jp/jigyo/>) 2,146



(別紙3)

特定廃棄物の埋立処分施設リアルタイムモニタリングサイト等

<https://tokuteihaiki-umetate.rtm.env.go.jp/>

<https://tokuteihaiki-umetate.rtm.env.go.jp/cement/>

<https://fukushima-haikibutsushorishisetsu.rtm.env.go.jp/>

<https://miyagi-haikibutsushorishisetsu.rtm.env.go.jp/>

-----  
[本番/ステージング/DB 情報]

・構成：AWS 上のサービス (単位は便宜上 台 とする。)

..EC2 サービス (サーバ)

..踏み台	1 台	
..本番用 Web	2 台	
..検証用 Web 兼バッチサブ	1 台	
..バッチメイン	1 台	
..中継器兼 VPN (宮城ソフト用)	1 台	
..宮城ソフト	2 台	
..ロードバランサ	1 台	(アクセスログ確保・二次振分け)

..ロードバランササービス

..ALB	1 台	(一次振分け)
-------	-----	---------

..データベースサービス

..RDS	1 台	
-------	-----	--

・サーバ詳細

..EC2 サービス

..踏み台

t2.medium (CPU 2 core/メモリ 4G) /HDD 20GB  
AmazonLinux2

..本番用 Web

t2.large (CPU 2 core/メモリ 8G) /HDD 40GB  
Redhat 8.5/nginx 1.20.2/python3

..検証用 Web 兼バッチサブ

t2.small (CPU 1 core/メモリ 2G) /HDD 40GB  
Redhat 8.5/nginx 1.20.2/python3

..バッチメイン

t2.large (CPU 1 core/メモリ 8G) /HDD 160GB  
Redhat 8.5/nginx 1.20.2/python3/Postfix 3.5.8

..中継器兼 VPN

r5.larget (CPU 2 core/メモリ 16G) /HDD 80GB  
Windows2019/nginx 1.20.2/OpenVPN/

..宮城ソフト

r5.larget (CPU 2 core/メモリ 16G) /HDD 120GB  
Windows2019/Java8/Pleiades All in One Eclipse

..ロードバランサ

t2.medium (CPU 2 core/メモリ 4G) /HDD 40GB  
Redhat 8.5/nginx 1.20.2/python3

..ロードバランササービス

..ALB

(スペック情報なし)

…データベースサービス

…RDS

MySQL 8.0

---

[システム保守運用内容]

- ・監視
  - ・アクセスレポート（月1回）
  - ・攻撃の兆候のレポート（月1回）
- ※ハードの死活監視・ポート監視はアプリケーションおよび外部から実施。

---

[備考]

- ・AWS への接続専用の PC を準備すること。
- ・接続専用 PC には AWS 側で発行した証明証をインストールすること。
- ・AWS 引継ぎに際し、令和4年度請負者と連携して契約者及び支払者変更等を行うこと。
- ・保守運用の必要に応じ、開発用サーバを用意すること。

---

[参考]

- ・tokuteihaiki-umetate.rtm.env.go.jp の PV 数は以下の通り（2022.11.1～11.30）
  - \* 特定廃棄物の埋立処分施設リアルタイムモニタリングサイト 5,320  
(<https://tokuteihaiki-umetate.rtm.env.go.jp>)
  - \* セメント固型化施設リアルタイムモニタリングサイト 145  
(<https://tokuteihaiki-umetate.rtm.env.go.jp/cement/>)
  - \* 福島県廃棄物処理施設周辺空間線量率リアルタイムモニタリングサイト 2,394  
(<https://fukushima-haikibutsushorishisetsu.rtm.env.go.jp>)
  - \* 宮城県廃棄物処理施設周辺空間線量率リアルタイムモニタリングサイト 2,938  
(<https://miyagi-haikibutsushorishisetsu.rtm.env.go.jp>)
-